

表5 職員給与費の状況

(R2一般会計当初予算)

職員数 (A)	職員給与費				職員1人当たり 給与年額 (B/A)
	給料	期末勤勉手当	その他手当	計 (B)	
2,716人	8,305,583千円	3,079,743千円	1,469,384千円	12,854,710千円	4,733千円

(注) ①職員給与費には退職手当、共済費などの使用者負担分、特別職分は含みません。②再任用職員および会計年度任用職員を含みます。

表6 特別職の報酬等の状況

(R2.4.1現在)

区分	給料・報酬月額	期末手当
市長 副市長 教育長	給料	1,050,000円
		830,000円
		740,000円
議長 副議長 議員	議員報酬	630,000円
		560,000円
		510,000円

6月期 2.25月分
12月期 2.25月分
計 4.50月分
職務上の加算措置があります。

と扶養手当や通勤手当などの一定の条件に於てはまる場合に支給される諸手当からなり、市議会の議決を経て条例で定められています。
初任給と経験年数別平均給料月額
状況は表3、平均給与月額
状況は表4、給料に各種手当を合わせた職員給与の概要のとおりです。

給与の概要

(R2.4.1現在)

毎月支給されるもの

- 給料** 民間の基本給に相当するもので、職務と責任の度合いに応じて、給料表に定められています。
- 扶養手当** 子1人につき 10,000円
()内は部長
子以外の扶養親族1人につき 6,500円 (3,500円)
(注)・満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子は5,000円加算。
- 住居手当** 借家等 (家賃の額が月16,000円を超えるとき) 家賃に応じた額 (100円～28,000円)
- 通勤手当** 通勤距離が片道2km以上の職員が対象
交通機関利用者 (6カ月毎に支給) 運賃相当額 (1カ月当たり 限度額55,000円)
乗用車等利用者 通勤距離に応じた額 (2,000円～31,600円)
- 管理職手当** 課長補佐職以上の職員が対象
部長 88,000円 課長 64,000円
部次長 74,000円 課長補佐 57,000円
- その他** 地域手当 (医師、東京・札幌勤務職員のみ)、単身赴任手当など
- 時間外勤務手当** 正規の勤務時間を超えて勤務したときに支給される手当 (令和元年度職員1人当たり平均支給年額 27万3千円)
- その他** 宿日直手当、夜間勤務手当など

応務実績に

一定の時期に支給されるもの

- 期末・勤勉手当** ()内は部長・部次長
6月期 1.3月分 (1.1月分) 標準0.95月分 (標準1.15月分)
12月期 1.3月分 (1.1月分) 標準0.95月分 (標準1.15月分)
計 2.6月分 (2.2月分) 標準1.90月分 (標準2.30月分)
(注)・職務上の段階による加算措置があります。
(注)・勤勉手当は、職員の勤務成績に応じて支給されています。
- 寒冷地手当** 11月から翌年3月 月額 22,540円
(注) 扶養親族のある世帯主の場合。
- 退職手当** 退職時の給料月額に勤続年数と退職理由に応じて定められた支給率を乗じて算出されます。

勤続年数	自己都合退職	応募認定・定年退職
20年	19.6695月分	24.586875月分
25年	28.0395月分	33.27075月分
35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分

その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)

1人当たり平均支給額	857万7千円	2,061万円
------------	---------	---------

(注) 1人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

行政職給料表の職務の級区分による職員数等

(R2.4.1現在)

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	職員数・割合	職制上の段階
1級	主事・技師の職務	447人 24.4%	係員級
2級	主任主事・主任技師の職務	399人 21.8%	
3級	主任の職務	290人 15.8%	主任級
4級	主査・係長の職務	487人 26.6%	主査・係長級
5級	課長補佐の職務	8人 0.4%	課長補佐級
6級	課長の職務	149人 8.1%	課長級
7級	部次長の職務	28人 1.5%	部次長級
8級	部長の職務	25人 1.4%	部長級
合計		1,833人	

※割合は小数点第2位を四捨五入

お問合せ 人事課 ☎ 21・3664

市では、地方公務員法に基づき、職務の級および職制上の段階ごとの職員数を公表します。行政職給料表適用職員以外の職員など、詳しい内容はHPをご覧ください。

HP 職務の級および職制上の段階ごとの職員数の公表

市長等の特別職の給料や市議会議員の報酬は、市内各界の代表者等で構成される特別職報酬等審議会の答申を受け、市議会の議決を経て条例で定められています。
特別職の報酬等の状況は表6のとおりです。

特別職の報酬等